

「収支内訳書」はこの説明書と別紙「記載例」を参考に事前に作成のうえ、ご提出ください。

(1)「収支内訳書」裏面(2ページ)の記入について

農産物等の種類品名等	収穫や販売した作物等の名称を記入します。なお、温室やビニールハウスなどで収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。
販 売 金 額	本年中の販売金額を記入します。なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したもののについては、すべて本年分の販売金額になります。
家事消費金額 事業消費金額	農作物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。
農産物の棚卸高	収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
雑収入の内訳	各種補助金、受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。

※減価償却費の計算は平成19年3月31日以前に取得した資産と平成19年4月1日以後に取得した資産とで、償却の計算方法が異なります。(別紙「記載例」をご参照ください)。

建 物

構 造 ・ 用 途	細 目	耐用年数	償却率 (定額法)		
			H19.3.31以前	H19.4.1以後	
木骨モルタル造のもの	車庫用、格納庫用のもの	15年	0.066	0.067	
	倉庫用、作業場用のもの	14年	0.071	0.072	
金属造のもの	車庫用、格納庫用のもの	骨格材の肉厚が4mmを超えるもの	31年	0.033	0.033
		骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの	25年	0.040	0.040
		骨格材の肉厚が3mm以下のもの	19年	0.052	0.053
	倉庫用、作業場用のもの	骨格材の肉厚が4mmを超えるもの	31年	0.033	0.033
		骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの	24年	0.042	0.042
		骨格材の肉厚が3mm以下のもの	17年	0.058	0.059
		骨格部分が金属製のもの	10年	0.100	0.100
	ビニールハウス	骨格部分が金属製のもので、設置された後、基礎として定着されたもの	14年	0.071	0.072

構 造 ・ 用 途	細 目		耐用年数	償却率 (定額法)	
				H19.3.31以前	H19.4.1以後
一般用のもの	自動車 (2輪、3輪自動車を除く。)	小型車(総排気量が0.66リットル以下のもの)	4年	0.250	0.250
		貨物自動車(ダンプ式のものを除く。)	5年	0.200	0.200

種 類	細 目	耐用年数	償却率（定額法）	
			H19.3.31以前	H19.4.1以後
内燃機関、ボイラー、ポンプ		7年	0.142	0.143
トラクター	歩行型トラクター その他のもの（【例示】乗用型トラクター）	7年	0.142	0.143
耕うん整地用機具	（【例示】プラウ、ロータリー、ハロー、代掻機、鎮圧機、均平機、うねたて機など）	7年	0.142	0.143
栽培管理用機具	（【例示】田植機、移植機、育苗機、たい肥散布機（マニアスプレッダ）、は種機、施肥は種機（ブロードキャスタを含む。）、中耕除草機、スプリンクラー、マルチャ、暖房機など）	7年	0.142	0.143
防除用機具	（【例示】スピードスプレーヤ、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壌消毒機など）	7年	0.142	0.143
穀類収穫調製用機具	自脱型コンバイン、刈取機（ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む。）、稲わら収集機（自走式のものを除く。）及びわら処理カッター その他のもの（【例示】普通型コンバイン、ウインドロウアー、脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機など）	7年	0.142	0.143
※ 平成21年以降の農業用設備（機械・装置）の減価償却資産に適用になります。 20年以前の取得分についても耐用年数7年で償却します。				

<10UT-c512>

この用紙は控用です。
申告には提出用をお使いください。

あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告書に添付してください。

事務所	業種名	住 所
依頼所在地	農園名	
依頼氏(名格)	電話番号	フリガナ氏名
依頼電話番号		

令和 年 月 日 (白 月 日 至 月 日)

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
販 売 金 額	①			修 繕 費	①		
収 入 金 額	②			助力光熱費	②		
雑 収	③			作業用衣料費	③		
小 計	④			農業共済掛金	④		
小 (①+②+③)	⑤			荷運賃干ば料	⑤		
農産物の 期首	⑥			土地改良費	⑥		
農産物の 期末	⑦				⑦		
計	⑧				⑧		
(⑦-⑤+⑥)	⑨				⑨		
雇 人 費	⑩				⑩		
小作料・賃借料	⑪				⑪		
減価償却費	⑫				⑫		
貸 倒 金	⑬				⑬		
利子割引料	⑭				⑭		
租税公課	⑮				⑮		
そ 他	⑯				⑯		
家 畜 費	⑰				⑰		
飼 料 費	⑱				⑱		
他 飼 料 費	⑲				⑲		
農 具 費	⑳				㉑		
農 薬 費	㉒				㉒		
農 薬 費	㉓				㉓		
農 薬 費	㉔				㉔		
農 薬 費	㉕				㉕		
農 薬 費	㉖				㉖		
農 薬 費	㉗				㉗		
農 薬 費	㉘				㉘		
農 薬 費	㉙				㉙		
農 薬 費	㉚				㉚		
農 薬 費	㉛				㉛		
農 薬 費	㉜				㉜		
農 薬 費	㉝				㉝		
農 薬 費	㉞				㉞		
農 薬 費	㉟				㉟		
農 薬 費	㊱				㊱		
農 薬 費	㊲				㊲		
農 薬 費	㊳				㊳		
農 薬 費	㊴				㊴		
農 薬 費	㊵				㊵		
農 薬 費	㊶				㊶		
農 薬 費	㊷				㊷		
農 薬 費	㊸				㊸		
農 薬 費	㊹				㊹		
農 薬 費	㊺				㊺		
農 薬 費	㊻				㊻		
農 薬 費	㊼				㊼		
農 薬 費	㊽				㊽		
農 薬 費	㊾				㊾		
農 薬 費	㊿				㊿		
農 薬 費	㋀				㋀		
農 薬 費	㋁				㋁		
農 薬 費	㋂				㋂		
農 薬 費	㋃				㋃		
農 薬 費	㋄				㋄		
農 薬 費	㋅				㋅		
農 薬 費	㋆				㋆		
農 薬 費	㋇				㋇		
農 薬 費	㋈				㋈		
農 薬 費	㋉				㋉		
農 薬 費	㋊				㋊		
農 薬 費	㋋				㋋		
農 薬 費	㋌				㋌		
農 薬 費	㋍				㋍		
農 薬 費	㋎				㋎		
農 薬 費	㋏						

雇入費の内訳		日数		現	金	合	計	所得税及び復興特別 所得税の雇入徴収税額
氏名・住所又は作業名	延日	日数	現	物	計	円	円	
その他（人分）								
計					⑧		<input checked="" type="text"/>	

小作料・賃借料の内訳		小作料、賃 借料等の別	面積・数量	支	払	額
支払先の住所・氏名			㎡等			円

○事業専従者の氏名等			
氏名	名（年齢）	続柄	従事 月数
	（歳）		
	（歳）		
	（歳）		
	（歳）		
	（歳）		
延べ従事月数			

(2)「収支内訳書」表面(1ページ)の記入について

収入金額	販売金額 ①	収支内訳書 2 ページの『収入金額の明細』欄の①の金額を記入します。
	家事消費金額 ②	収支内訳書 2 ページの『収入金額の明細』欄の②の金額を記入します。
	雑収入 ③	収支内訳書 2 ページの『収入金額の明細』欄の③の金額を記入します。
	農産物の棚卸高 ⑤・⑥	収支内訳書 2 ページの『収入金額の明細』欄の⑤・⑥の金額を記入します。

○必要経費の各科目の具体例等

科 目	具 体 例
雇 人 費	⑧ 常雇・臨時雇人などの労賃及び賄い費
小 作 料 ・ 賃 借 料	⑨ ①農地の賃借料、②農業用建物及び土地賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設（ライスセンター・カントリーエレベーター等）利用料
減 価 償 却 費	⑩ 建物、農機具、車両、さく乳牛などの償却費
貸 倒 金	⑪ 売掛金などの貸倒れ損失
利 子 割 引 料	⑫ 事業用資金の借入金の子子（元本を除く子子の部分）や受取手形の割引料など
租 税 公 課	① ①事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税（農業に使用しているもの。取得税、重量税を含む。）、不動産取得税などの税金 ② ②水料費、農業協同組合費などの公課 ※ 所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料などは必要経費になりません。
種 苗 費	⑬ 種もみ、苗類、種いもなどの購入費用（自給分は、収穫時の価額により記入）
素 畜 費	⑭ 子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥 料 費	⑮ 肥料の購入費用
飼 料 費	⑯ 飼料の購入費用
農 具 費	⑰ 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農 業 衛 生 費	⑱ 農薬の購入費用や共同防除費
諸 材 料 費	⑲ ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修 繕 費	⑳ 農機具、農用自動車、農業用建物及び施設などの修理に要した費用
動 力 光 熱 費	㉑ 電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作 業 用 衣 料 費	㉒ 作業衣、地下たびなどの購入費用
農 業 共 済 掛 金	㉓ 水桶、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷 造 運 賃 手 数 料	㉔ 出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
土 地 改 良 費	㉕ 土地改良事業の費用や客土費用
雑 費	㉖ 農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
農産物以外の棚卸高	㉗ 毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸しを省略しても差し支えありません。 ㉘ 販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉙ 収支内訳書2ページの『果樹・牛馬等の育成費用の計算』欄の㉙の金額を記入します。
⑪のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	収支内訳書1ページの㉙の金額のうち、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける所得の黒字の金額を記入します。この場合、証明書、所得計算の明細書や申告書に添付してください。

【家事上の費用について】

- ①衣料費や食費などの家事上の費用
②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用
③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用は、必要経費にはなりません。
必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。
- ※上の②や③などの費用を「家事関連費」といいますが、家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあらかじめ計算します。

320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 理財部 市民税課

[illegible]

○減価償却費の計算

[illegible]

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬等 の名称	④前年の 取得・生産 ・定植等 の年月日	⑤本年中の 種苗・苗木 ・肥料・薬 料・葉青費 の支出費用	⑥本年中の 育成中の 計 (⑦+⑧)	⑦本年中に 取得する ものの 金額(一⑧)	⑧本年中に 売却する ものの 金額(一⑦)	⑨本年へ の繰越 金額 (⑦+⑧-⑨)	⑩、⑪、⑫ の金額の 計算方法
木阿・干満等の自成苗の計外(④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫を除く)							
計							

◎本年中における特殊事情

7.12(農業)

記載例

農業所得収支内訳書記載例 (市民税・県民税申告用)

表面

令和 07 年分収支内訳書（農業所得用）

(あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告書に添付してください。)

住 所	宇都宮市〇〇町123-1	業種名		事務所所在地	
フリガナ氏名	ウツノミヤ タロウ 宇都宮 太郎	農園名	〇 〇 農 園	氏名(名称)	
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号	

現物での支払い分は、金額に換算して計上します。

2 ページ(裏面)の「収入額の明細」の合計欄①②③及び⑤⑥の金額を転記します。

農業用の電気・灯油・ガソリン代等
※自宅用の電気・灯油等は除く。

七年分以降

令和 8 年 3 月 4 日

(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

2 ページ(裏面)の「減価償却費の計算」の合計⑩の金額を転記します。

農地・農業用建物の固定資産税、農業用車両の自動車税、水利費、農協の組合費等

使用可能期間が1年未満又は、10万未満の農具の購入費用

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
販 売 金 額 ①	8957000	修 繕 費 ①	1250000
家事消費費金額 ②	2750000	動力光熱費 ②	2705115
雑 収 入 ③	2010000	作業用衣料費 ③	360000
小 計 ④	9433000	農業共済掛金 ④	180000
農産物の期首 ⑤	1450000	荷造運賃手数料 ⑤	820000
棚卸高 ⑥	1643000	土地改良費 ⑥	180000
計 ⑦	9452300	他 共 販 諸 掛 ⑦	393426
雇 人 費 ⑧	2900000	の ⑧	
小作料・賃借料 ⑨		の ⑨	
減価償却費 ⑩	250495	の ⑩	
貸 倒 金 ⑪		の ⑪	
割子割引料 ⑫	1336000	の ⑫	
租 税 公 課 ⑬	721500	の ⑬	
種 苗 費 ⑭	840000	の ⑭	
素 畜 費 ⑮	4290000	の ⑮	
他 肥 料 費 ⑯	5380000	の ⑯	
飼 料 費 ⑰	3750000	の ⑰	
農 具 費 ⑱	2860000	の ⑱	
農 薬 費 ⑲	3475000	の ⑲	
諸 材 料 費 ⑳	5870000	の ㉑	

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現 金 物	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
東原町345-6 甲野 太郎	16	80,000 円	93,000 円	0 円
西原町678-9 乙野 次郎	26	130,000 円	151,000 円	0 円
その他(8人分)	8	21,000 円	46,000 円	0 円
計	50	250,000 円	290,000 円	0 円

合計金額を、左の経費⑧に転記します。

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃借料等の別	面積・数量	支払 額
		a・kg	円

支払額の合計を、左の経費⑨に記入します。

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
宇都宮 春子 (46歳)	妻	12月
宇都宮 和夫 (24歳)	子	12月
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数	24	

年末に、次年に繰越す未収穫農産物・資材が、毎年同程度の場合は、棚卸しを省略しても差し支えありません。

左表⑱の専従者控除がある場合に記入します。申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」にも記入してください。
※事業専従者とは、年間6か月を超えて専ら農業に従事している、生計を一にする15歳以上の親族が条件です。
※事業専従者とした親族は、「扶養控除」の対象者とすることはできませんのでご注意ください。

【家事上の費用について】
農業用軽トラック等車両について支払った燃料費の内、通勤等の家事分に対応する費用や、農業用建物兼住宅等について支払った固定資産税の内、住宅分に対応する費用などは必要経費になりませんので、家事と農業の使用状況によってあん分し、農業部分のみを計上してください。

事業専従者一人一人について下図で計算した金額の合計額を専従者控除⑱の欄に記入

- ・事業主の配偶者 86万円
- ・配偶者以外の親族 50万円

どちらか低い金額
(一人当たりの上限額)

(専従者控除前の所得金額⑮の金額) ÷ (専従者の数 + 1)

記 載 例

裏面

1年間に、販売した金額
(出荷後の代金未受領分も含む)

家事・贈答用等に消費した分の金額
(生産者販売価格により見積もります)

温室・ビニールハウス等で、栽培した作物はこの欄に記入します。

・期首・・・年頭に保有していた農産物の数量と金額
(前年申告の期末分より)
・期末・・・年末に保有していた農産物の数量と金額
(次年申告の期首分になります)

[数量がわずかな場合は、省略しても差し支えありません]

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育羽数)	販売金額	家事消費金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育羽数)	販売金額	家事消費金額	農産物の棚卸高			
				期首	数量	金額	期末					期首	数量	金額	期末
水 稻	120 ^a	1,380,000 ^円	195,000 ^円		600 ^{kg}	145,000 ^円	680 ^{kg}	きゅうり	600 ^個	1,337,000 ^円	6,000 ^円				
自家野菜	5		60,000					特殊トマト	600	1,408,000	4,000				
はくさい	40	1,624,000	3,000					設 小 計	1,200 ^羽	2,745,000	10,000				
レタス	10	663,000	2,000					農産物計 (A+B)	227	7,832,000	275,000		⑤	145,000	⑥ 164,300
甘夏みかん	40	1,420,000	5,000					畜産物計 (C+D)	25	1,125,000					
計	215 ^a	5,087,000	265,000			145,000	164,300	合 小 計		1,125,000	0				
								合 計	①	8,957,000	② 275,000				

1ページ(表面)の収入金額の⑤⑥に転記します。

受取共済金・出荷奨励金・農作業受託料・補助金等を記入します。

1ページ(表面)の収入金額の①②③に転記します。

償却の基礎になる金額は、取得年月日により、取得価額に対する金額が異なりますのでご注意ください。

○定額法
平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産・取得価額と同額

○旧定額法
平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産
・建物・農機具等 90%
・果樹・植物等 95%

※旧定額法の償却済の資産で、現在も事業の用に供している資産は、残存価格を5年間で「均等償却」できます。

育成途中の該当物は、減価償却費には計上できません。

取得価額が、10万円以上20万円未満の償却資産については、取得年から3年間で、取得価額の1/3ずつ必要経費にすることができます。

前年以前から育成中の場合は、前年末の「翌年への繰越額」と同額を記入します。

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得 (成熟)年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は定額償却率	本年中の償却期間	⑧本年分の普通償却費 (⑦×⑧×⑨)	⑩特別償却費	⑪本年分の償却費合計 (⑧+⑩)	⑫事業専 用割合	⑬本年分の必要経費算入額 (⑪×⑫)	⑭未償却残高 (期末残高)	摘 要
木骨モルタル造・農業機械用倉庫	33㎡	H24.5	1,500,000 ^円	1,500,000 ^円	定額	14年	0.072	12月	108,000 ^円	—	108,000 ^円	100%	108,000 ^円	24,000 ^円	
軽トラック	1台	R7.10	1,000,000 ^円	1,000,000 ^円	定額	4	0.250	3月	62,500 ^円	—	62,500 ^円	100	62,500 ^円	937,500 ^円	
ビニールハウス	1式	H18.1	320,000 ^円	16,000 ^円	—	—	—	12月	3,199 ^円	—	3,199 ^円	100	3,199 ^円	1	均等償却
甘夏みかん樹	40a	H19.1	520,000 ^円	494,000 ^円	旧定額	30	0.034	12月	16,796 ^円	—	16,796 ^円	100	16,796 ^円	200,876 ^円	
一括償却資産	—	R5.	180,000 ^円	180,000 ^円	—	—	1/3	12月	60,000 ^円	—	60,000 ^円	100	60,000 ^円	0	
計									250,495 ^円	—	250,495 ^円	⑩	250,495 ^円	1,162,377 ^円	

(注)平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定額法を採用する場合にのみ⑧欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産 ・定植等の年月日	④前年から の繰越額	⑤本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	⑥本年中の 肥料、農薬等 の投下費用	⑦小 計 (④+⑤+⑥)	⑧育成中の果 樹等から生じ た収入金額	⑨本年に取得 したものの 償却に算入す る金額(⑧-⑨)	⑩本年中に成 熟したもの の取得価額	⑪翌年への 繰越額 (⑦+⑩-⑨)
甘夏みかん樹 (20a)	H30.11	395,000 ^円		100,000 ^円	100,000 ^円	40,000 ^円	60,000 ^円		455,000 ^円
計		395,000 ^円		100,000 ^円	100,000 ^円	40,000 ^円	60,000 ^円		455,000 ^円

飼料・肥料・農薬費のみを、育成費とすることができます。

育成中の果樹からの収入は、育成費から差し引きます。(販売金額に収入を計上した場合は、育成費から差し引けません)

【中古資産を取得した場合の耐用年数】

中古資産を取得した場合の耐用年数は、次の年数とすることもできます。
・中古資産は摘要欄に「中古」と記入します。

・法定耐用年数の一部を経過した償却資産
〔法定耐用年数-経過年数〕+経過年数×0.2

・法定耐用年数の全部を経過した償却資産
〔法定耐用年数×0.2〕

[1年未満の端数は切り捨て、ただし値が2年未満となる場合は、2年とします]

◎本年

主な償却資産の法定耐用年数と償却率(定額法)		償却率(下欄取得日)	
種類・構造等	耐用年数	～H.19.3.31	H.19.4.1～
倉庫作業所			
木造・合成樹脂造	15年	0.066	0.067
木骨モルタル造	14年	0.071	0.072
鉄骨4mm超	31年	0.033	0.033
鉄骨3～4mm	24年	0.042	0.042
鉄骨3mm未満	17年	0.058	0.059
ハウス			
ビニール・骨格金属	10年	0.100	0.100
基礎定着	14年	0.071	0.072
軽トラック	4年	0.250	0.250
乗用トラクター・普通型コンバイン・ボイラー・ポンプなど	7年	0.142	0.143
田植機・歩行型トラクター・自脱型コンバイン・ロータリー・ハロー・噴霧器・刈取機など	7年	0.142	0.143